

E B P M 調 書

事業名	グループホーム等事業助成費（生活ホーム運営費補助・グループホーム運営費補助）	課・担当	障害者支援課	担当者(内線)	
-----	--	------	--------	---------	--

EBPMによる検証（ロジックモデル）			
①将来像 (目指す姿)	障害者が地域の中で自立した生活をしていくために、「住まいの場」であるグループホームが十分に整備され、障害福祉サービス等報酬により適正かつ安定的に運営され、障害者に必要な生活の場や支援を提供できている。	③課題 (将来像と現状との差についての分析)	【1 生活ホーム運営費補助】 生活ホームの人員配置基準や設備基準はグループホームの基準より緩やかであったため、グループホームへ移行を阻害する要因となっている。移行には物件の建替・移転や利用形態の変更が必要であるが、その調整には利用者の移転先の調整や移転することへの本人同意などハードルが多い。補助金により現在の利用者の生活の場を維持しつつ、施設ごとの課題を精査しグループホームへの移行を促進する必要がある。
②現状	グループホームの設置数は増えており、利用に応じた訓練等給付費及び利用者から徴収する利用料を主な財源として運営されている。 グループホーム制度以前に県で制度化した生活ホームについては、法定グループホームへの移行を進めているが、現在でも生活ホームのまま運営している事業所がある。また、生活ホームから移行したグループホームについて、生活ホーム基準額との差額を補助する上乗せ支援を行っている。		【2 グループホーム運営費補助】 生活ホームの利用者は軽度（障害区分1～2程度）の方が多く、グループホームへの移行により事業所の収益が下がるため、その差額を補助することで移行を促進してきた経緯がある。補助が無くなるなど、より障害福祉サービス報酬の高い利用者確保が必要が生じて現在の利用者が退去を迫られるなど、利用者の選別や追い出しに繋がる懸念がある。補助金により現在の利用者の生活の場を維持しつつ、慎重に経営上の課題等を精査し、障害福祉サービス等報酬のみでの安定運営への移行を促進する必要がある。

④投入 (インプット=予算)	⑤事業活動 (アクティビティ)	⑥事業実績 (アウトプット)	⑦事業実績から得られる成果 (アウトカム)		
予算額 44,520 千円 1 23,347千円、 2 21,173千円 一般財源 44,520 千円 1 23,347千円、 2 21,173千円	【1 生活ホーム運営費補助】 生活ホームの利用に応じて運営の一部を負担する市町村に対し、その費用の1/2を補助する。 ※ 整備補助など移行に必要な経費を補助(別事業) 【2 グループホーム運営費補助】 生活ホームから移行したグループホームに対し、訓練等給付費と生活ホーム補助基準額の差額を負担する市町村に対し、その費用の1/2を補助する。	【活動指標】 1 補助対象市町村数 2 補助対象市町村数 【活動実績】（令和4年度） 1 生活ホーム 24市町 (対象9か所、利用者52人) 2 グループホーム 29市町 (対象13か所、利用者172人)	直接成果	中間成果	最終成果（将来像）
			【成果指標】 1 生活ホームから法定グループホームへの移行による補助対象市町村（及び事業所、利用者）の減 2 障害福祉サービス等報酬のみによる運営への移行による補助対象市町村（及び事業所、利用者）の減	【成果指標】 補助金に頼らないグループホームの運営の実現	【成果指標】 現行制度に即した安定的な運営のグループホームとして、より良質な障害者の生活の場を確保

⑧事業実績（アウトプット）が成果（アウトカム）に結び付くことを示すロジック及び根拠
【定量的視点】 補助金により生活ホームの運営を安定させる一方、グループホームへ移行した際も移行前と同等の水準になるよう運営費を負担することで法定グループホームへの移行が躊躇なく促進される。並行して市町村と連携して施設の運営上の課題や利用者移転の課題等を精査することにより、最終的に補助金に頼らないグループホーム運営体制への移行が促進される。
【定性的視点】 短期的には運営を補助することにより障害者の生活を確保するとともに、将来的には補助金を要しない障害福祉サービス等報酬のみによるグループホームへ移行することにより、現行制度に即した安定的な運営のグループホームとして、より良質な障害者の生活の場が確保される。

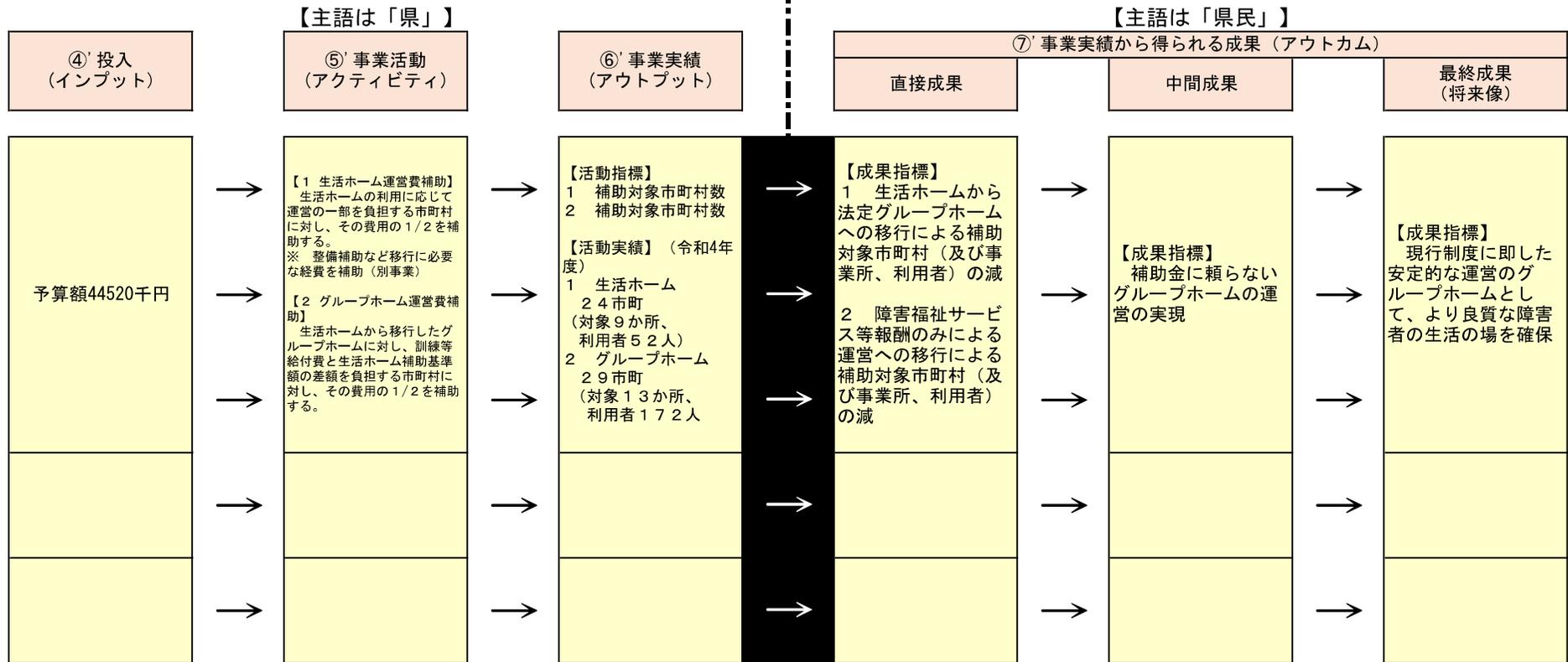
⑨指標	R 5	R 6	R 7	R 8	⑩関連する5か年計画の主な取組等	
生活ホーム運営費補助市町村数	24	18	12	6	No. 分野別施策名	誰もが活躍し共に生きる社会の実現
グループホーム運営費補助市町村数	29	22	15	8	主な取組	0703 障害者の自立・生活支援

事業手法に係る自己検証			
	検証項目	評価	評価に関する説明
県費投入の 必要性	事業目的が730万県民や社会ニーズを的確に反映しているか。	○	高齢化の急速な進展とともに、障害者本人及び親世代も高齢化が進んでおり、親亡き後も障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援していく必要があり、社会ニーズを反映している。
	市町村、民間等に委ねることができない事業か。	○	生活ホーム制度を県が創設し、県と市町村で費用を負担してきた経緯がある。また、県の廃止に伴い市町村も廃止した場合、利用者がいるままに事業所が廃業する可能性がある。また、事業所への補助金であることから、民間等による実施はできない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。 政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	現に障害者の住まいの場となっている生活ホーム及びグループホームに対する補助であり、必要かつ適切で優先度の高い事業である。補助金の支給をしないとグループホーム及び生活ホームの運営に支障が生じ、利用者があるままに事業所が廃業する可能性がある。
事業の 効率性	一般競争入札、指名競争入札、プロポーザル方式による契約のうち、一者応札となったものではないか。 競争性のない随意契約となったものはないか。	—	
	受益者負担は適切に設定されているか	—	
	使途が事業目的達成にあたり必要なものに限定されているか。	○	使途は要綱上対象としている生活ホーム及びグループホームについて実際の利用人数及び日数に応じた運営費を補助するものであり、障害者の居住支援のために必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は適切か。	—	
	既存事業との重複はないか。 国、県、市町村で同様な事業を実施し二重行政となっていないか。	○	既存事業及び国・県・市町村において同様の事業の実施は無い。
コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	—		
事業の 有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	旧障害者自立支援法の施行（H18）以降、生活ホームから法定グループホームへの移行は進んでいる。しかしながら、現在残っている生活ホームは、グループホームの基準に満たせないものが多い。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が感ぜられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	埼玉県が直接「住まいの場」を提供するのではなく、民間事業者に運営費を補助することで、より地域に根差した居住支援や、多様な障害者に応じた生活の場が確保でき、効果的である。また、施設単位ではなく利用に応じた補助とすることで、障害者が実際に生活する場に対し効果的に実施できている。
	活動実績は見込に見合ったものであるか。	○	補助活動実績は要綱上対象となる施設の利用に応じた内容であり、見込に見合ったものとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	補助対象となっている生活ホーム及びグループホームは現に障害者の生活の場となっており、十分に活用されている。

総合評価 **B**

関連事業	関連する事業がある場合、他部局等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右欄に記載）		
	部局・課名	事業名	役割分担の内容

E B P M 調書 ロジックモデル (フローチャート)



5か年計画との関連の整理

◆主な取組と事業との関係

関連する5か年計画の主な取組
障害者の住まいの場と日中活動の場の確保・充実、在宅生活への支援

↑関連箇所に【A】と記載

ロジックモデルとの関係 (事業と主な取組の関係)
・グループホームの安定運用により、障害者の住まいの場が確保される。

◆施策指標と事業との関係

関連する5か年計画の施策指標	
現状値	
目標値	

↑関連箇所に【B】と記載

ロジックモデル内の数値目標
↓
モデル内の数値目標が5か年計画の施策指標もしくは施策に与える影響

EBPM調書(有識者会議様式)

予算執行状況		当初予算額		補正予算額		最終現計予算額		執行額 (決算額)	執行率
		事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)	事業費	(うち一財)		
令和5年度	グループホーム運営費補助	21,173	21,173	0	0	21,173	21,173		0.0%
	生活ホーム運営費補助	23,347	23,347	0	0	23,347	23,347		0.0%
令和4年度	グループホーム運営費補助	21,173	21,173	0	0	21,173	21,173	15,498	73.2%
	生活ホーム運営費補助	23,347	23,347	0	0	23,347	23,347	22,719	97.3%
令和3年度	グループホーム運営費補助	21,307	21,307	0	0	21,307	21,307	17,398	81.7%
	生活ホーム運営費補助	25,676	25,676	0	0	25,676	25,676	24,622	95.9%
令和2年度	グループホーム運営費補助	21,307	21,307	0	0	21,307	21,307	17,592	82.6%
	生活ホーム運営費補助	25,676	25,676	0	0	25,676	25,676	25,992	101.2%
令和元年度	グループホーム運営費補助	21,307	21,307	0	0	21,307	21,307	17,769	83.4%
	生活ホーム運営費補助	27,218	27,218	0	0	27,218	27,218	26,327	96.7%

資金の流れ(資金が県からどのような経由で流れ、受取先が何を行っているか。)※スキーム図と具体的な交付先(R1からR5まで)を明記

【生活ホーム運営費補助】

埼玉県
令和5年度予算額 23,347,000円
令和4年度実績額 22,719,000円
令和3年度実績額 24,622,000円
令和2年度実績額 25,922,000円
令和元年度実績額 26,327,000円

【補助金】
A市 各市町村の実績に応じて補助
B市 令和4年度 24市町
C市 令和3年度 26市町
令和2年度 26市町
令和元年度 27市町

【補助金】
A生活ホーム
B生活ホーム
C生活ホーム
各利用者の住所地の市町村が利用者に補助(県1/2、市町村1/2)
2,460円×日経
令和4年度 52人
令和3年度 60人
令和2年度 61人
令和元年度 60人

【グループホーム運営費補助】

埼玉県
令和5年度予算額 21,173,000円
令和4年度実績額 15,419,000円
令和3年度実績額 17,628,000円
令和2年度実績額 17,592,000円
令和元年度実績額 17,769,000円

【補助金】
A市 各市町村の実績に応じて補助
B市 令和4年度 27市町
C市 令和3年度 31市町
令和2年度 31市町
令和元年度 32市町

【補助金】
Aグループホーム
Bグループホーム
Cグループホーム
各利用者の住所地の市町村が利用者に補助(県1/2、市町村1/2)
標準(日経)が2,460円を下回る場合、差額を補助 ※
令和4年度 172人
令和3年度 221人
令和2年度 215人
令和元年度 235人

※この他、生活ホームの入居時支援加算との差額補助あり
1月の入居日数が13日以上である場合、(1,240円/日×入居日数)から、(760円×入居日数)との差額を補助

【令和4年度生活ホーム運営費補助交付市町村】19市5町(利用者56人)
熊谷市2、川口市2、加須市1、春日部市2、深谷市1、上尾市6、草加市2、越谷市4、入間市5、朝霞市5、志木市1、新座市5、桶川市2、久喜市2、三郷市2、坂戸市1、鶴ヶ島市2、ふじみ野市5、白岡市1、三芳町1、毛呂山町1、嵐山町1、小川町1、鳩山町1

【参考:グループホーム運営費補助 令和4年度交付市町村】22市5町(利用者172人)
川越市4、熊谷市2、川口市70、本庄市4、東松山市5、春日部市4、鴻巣市5、深谷市7、上尾市1、草加市2、越谷市3、蕨市9、戸田市26、志木市1、新座市1、桶川市2、久喜市1、三郷市23、蓮田市1、坂戸市1、鶴ヶ島市1、吉川市1、越生町1、美里町1、上川町1、上里町1、杉戸町1

事業名： グループホーム等事業助成費

事業費：44,520 千円 所 管 課：福祉部障害者支援課

事業概要

【生活ホーム運営費補助】 23,347 千円
身辺自立した身体障害者及び知的障害者の共同生活施設である生活ホームを運営する施設に対して運営費を補助する。(県単独補助・県 1/2、市町村 1/2)

【グループホーム運営費補助 (差額補助)】 21,173 千円
生活ホームからグループホーム (法定施設) に移行した施設に対して、入居者の障害区分が低いなどの理由により、障害福祉サービス報酬額が移行前の生活ホーム運営費補助額を下回る場合に差額を補助する。(県単独補助・県 1/2、市町村 1/2)

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>
補助を受けている生活ホーム及びグループホームの実態把握が進んでおらず、事業実施による効果と最終成果の連動が整理されていない。
現に入居者がいる状況であり、これらの施設が運営を継続していくためには、即時に事業廃止は難しいと考えられるが、運営上の課題や入居者の状況などの実態を早急に把握するとともに、将来像に掲げられたグループホームへの移行や独立採算のとれる体制の整備が達成されるよう、補助要件の段階的な絞り込み (新規入居者分を対象から除外、補助率の削減など) や達成に向けた具体的なスケジュールなど、当該事業の道筋を明確化する必要がある。

<EBPM 上の課題>
事業実施が成果に結び付く (グループホームへの移行や採算のとれる運営につながる) というロジックが不明確である。
将来像として掲げる①重度障害者を受け入れるグループホームの増加 (入居枠拡大)、②行政の補助を必要としない独立採算による事業運営への移行について、当該事業の実施による効果が確認できない。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>
生活ホームは昭和 63 年からの制度であり、その時から入居者がいる。現在の法制度の枠組みでサービスが全て提供されるというのが望ましい姿であるが、30 年近く前から入居者に相応しい形での支援を継続している方々の存在を考慮しながらの解決となるため、施設ごとの対応が必要になる。
また、入居者が高齢化しており環境変化への対応が難しい方が増えてきているため、その点を踏まえてどのような形での対応が相応しいのか実態を調べていく必要もある。
解決までに少し時間がかかるが、丁寧な対応をしていくことで上手くいく事例も出てくるのではないかと考えている。

議事の概要

< A 委員 >

委員：生活ホームは新たな受け入れはしないという理解で良いか。

担当部局：欠員が出ると運営ができないため、入居者の入れ替わりが行われることもある。

委員：何年程度で生活ホームから法定グループホームへ移行するという見通しはあるのか。

担当部局：現状の調査を始めたばかりのため、全体像は分かっていない。

< B 委員 >

委員：市町村が生活ホームの今後やグループホームへの移行に係る現状について、どのような問題意識があるか県は把握しているのか。

担当部局：県の考え方次第という意見のほか、県が補助を止めた場合に市町村のみで倍負担して対応することはできないため、市町村だけで継続するのか突然の話で考えられないという意見が出ている。

委員：生活ホームの利用料はグループホームと比較して安いのか。

担当部局：支援区分によって高い場合と安い場合があると思われる。なお、入居者の高齢化が進み支援区分が上がることで、グループホームに移行したほうが運営側としては黒字化されるという施設も一定数存在しており、利用者優先で運営されているというのが実際の状況である。

委員：グループホームへ移行した生活ホームへの差額補助について、移行後に軽度の方の入所を優先する傾向が生まれる可能性はあるのか。

担当部局：精神障害者の方については、身の回りのことを自分で出来る場合、支援区分は軽めになる傾向があるため、運営者としての収入は少なくなる一方で、精神状態が不安定な方に寄り添って毎日声をかける、金銭管理を手伝う等人手がかかるため、実際にはこの差額補助をもって何とか運営している状況である。また、民間事業者が次々参入しており、支援区分のバランスを考慮して運営している事業所もあると思われる。

< C 委員 >

委員：他都道府県においても国の制度とは別に独自の施策を行っていると思われるため、県の施策として継続するという選択肢もあると考えるが、その点についてどのように考えているか。

担当部局：他都道府県の施策について詳細を調べられていないが、近県でも何らかの補助は行っている。現在の入居者に影響が出ない形で見直しができるか他事例を研究しながら検討する必要があると考えている。

委員：グループホームへの移行後に補助を受けている事業所がどのように補助から脱却するのか道筋や事例はあるのか。

担当部局：入居者が入れ替わるタイミングで支援区分が少し重い方と組み合わせるような形で入居バランスを取ると、補助がなくても運営できる体制に近づくかと思われる。また、報酬単価が高いタイプのグループホームへ移行するという方法も数字だけを考えた場合は可能と考えられる。補助から脱却した事例は存在するが、今残っている事業所は脱却できていないところとなるため、難しい部分があると考えている。

委員の評価及び意見

< A委員 > A (継続すべき)

生活ホームについては入居者・運営者の高齢化を踏まえて、法定グループホームへの移行に向けたロードマップを市町村と早急に協議すべき。

「昔から」という理由で漫然と実施されていないか。運営実態を把握の上、他自治体事例も参考にしてあるべき方向性を決めることが望ましい。

精神患者については、地域社会への復帰に向けて別の枠組みで取り組むべきではないか。その上で、本事業を中長期的に縮減していくべき。

< B委員 > A (継続すべき)

生活ホームの利用者数は限られているものの、残存する生活ホームはグループホームへの移行が困難なものが多いため、移行を無理に促進することは利用者への影響が大きい。こうした事情を踏まえれば、生活ホーム運営費補助は継続する必要性が認められる。

EBPM 調書上、中間成果は「補助金に頼らないグループホームの運営の実現」となっているが、これが生活ホーム・グループホーム運営費補助により実現されるかと言えば疑問である。補助対象事業者への丁寧な働きかけや運営ノウハウの支援が必要であろう。

県の方針として、生活ホームのグループホームへの移行とグループホーム運営費補助の削減を強く進めるのか、それとも残存する生活ホームをある程度尊重し、かつグループホーム運営費補助により移行後の利用者支援体制を支えるのかという点が明確化されるべき。

< C委員 > B (廃止又は再構築すべき)

補助事業の枠組み自体は維持するとしても、事業の目的・手段・目指す最終成果を再整理すべき。

EBPM 調書で示されたとおり、あくまで法定グループホームへの移行を目指すのであれば、例え時間がかかる想定だとしても、そこまでの道筋を明確化する必要がある。生活ホームからグループホームへの移行、グループホーム運営費補助から脱却ができたケースを洗い出し、丁寧に支援する枠組みを用意しないと、政策手段として不十分と考えられる。

移行・脱却の道筋が描けないのであれば、現行の生活ホームを許容する方向で最終成果やロジックモデルを組み立て直すことも考えられる。

有識者会議を踏まえた評価

【A (継続すべき)】

生活ホーム利用者等への影響の大きさを考慮すると本事業を即時に廃止することは困難であることは認められる。一方で、生活ホームからグループホームへの移行及び補助金に頼らないグループホームの運営が実現されるか疑義がある。

そのため、まずは生活ホームとグループホームの運営及び利用者の状況に加えて市町村の意向についても実態を把握し、現状の分析を早急に行うこと。

その上で、漫然と事業を継続するのではなく、改めて事業目的、最終成果及び目的達成に向けたスケジュールを整理し、真に効果のある取組となるよう事業内容を抜本的かつ早急に見直すこと。

【令和6年度当初予算】

予算額			
【令和6年度】		【令和5年度】	
事業費	40,485 千円	事業費	44,520 千円
うち一財	40,485 千円	うち一財	44,520 千円
評価・意見を踏まえた対応 等			
【評価・意見を踏まえた対応】			
事業レビューの考え方、補助金の縮減可能性、補助要綱の見直しについて、市町村説明会を開催するとともに、市町村の意向調査を実施した。			
【令和6年度当初予算への反映状況】			
生活ホーム利用者等への影響を考慮し、令和6年度当初予算における補助金の縮減や補助要綱の見直しなどは行っていないが、補助事業の主体である市町村と意見交換をしながら、事業者への説明も進めていく。それらの状況を踏まえて、事業の段階的な見直しなどの方針を整理していく。			
なお、事業費が令和5年度に対して減少しているのは、施設数の減や令和4年度の実績を踏まえ、より実態に即した予算額を算出したためである。			